

## 安居中学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定

令和5年4月1日 改定

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

ー福井県いじめ防止基本基本方針よりー

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

### 2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。本人の訴えや毎月行う学校生活調査により判断します。

### 3 いじめの防止等のための具体的取組み

- (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

- 認めて伸ばす教育

生徒の多面的な能力を引き出し、一人一人の良さを認めて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、生徒同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

- 人権教育の推進

「人権教育の手引き」や視聴覚教材等を活用して、指導内容や指導方法の工夫・改善に努め、人権感覚の育成と実践力の向上を図ります。

- 体験活動の推進

異学年集団を基にして集団宿泊体験やボランティア活動等を通して生徒の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

教科書やわたしたちの道徳を活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取組の改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

○いじめ問題対策委員会の設置

毎月の職員会議でいじめ対策委員会を開催し、学校生活調査の内容を基に生徒の情報交換を行い、生徒理解に努めます。

○特に配慮が必要な児童への支援、指導

発達障害等の障害がある生徒などについても、特別支援コーディネーターを連携をして、個に応じた教育を進めていきます。

○授業改善

すべての生徒にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、生徒が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

異年齢交流活動を行い、生徒が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や生徒が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○生徒の主体的活動の充実

学級活動や生徒会活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

生徒と保護者にインターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行います。また、学校が把握しづらいSNS上のいじめの未然防止にむけて、保護者の監督のもとSNS等を生徒が必要に応じて正しく利用することができるように、家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

生徒の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

生徒が日々の生活を振り返るための自己チェック(生活ノート)を行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

毎月、学校生活調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任等による定期的な個別面談や毎日の健康観察を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害生徒を守ります。

○被害・加害生徒への対応

いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ① いじめに係る行為が止んだ後、3ヶ月を目安として一定の期間を経過していること。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を受けていないことを本人および保護者に確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ問題対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ問題対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催します。

（構成員）校長、教頭、全教員、（スクールカウンセラー、PTA会長）

（活動） ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り

・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議

- ・生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践。
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

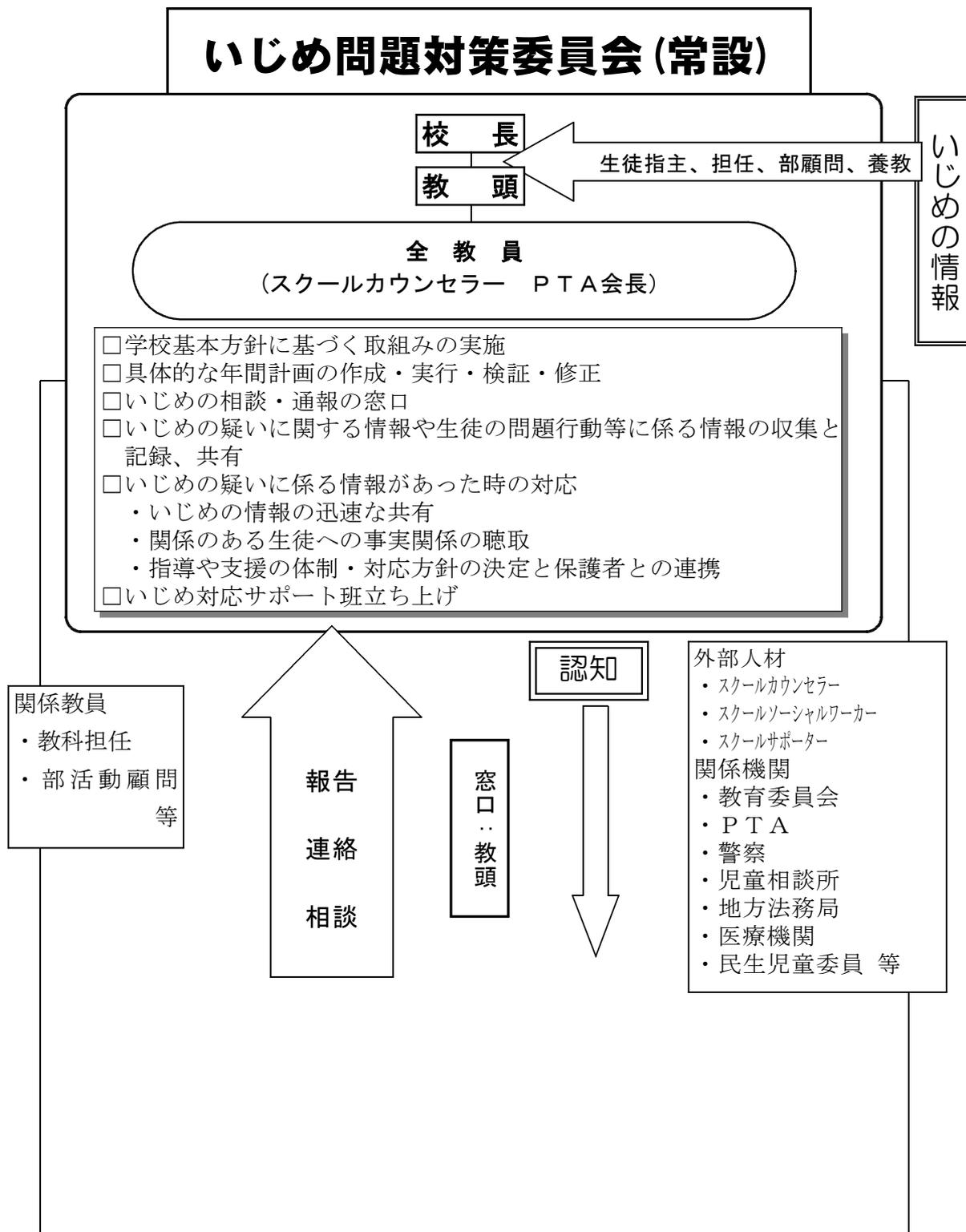
## (2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

(構成員) 生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭  
スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
  - ・個別面談による情報収集
  - ・継続的な支援
  - ・保護者や地域との連携
  - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図 【様式2】



## いじめ対応サポート班 (特設)

生徒指導主事

該当学年主任・該当担任・教育相談担当  
・養護教諭・スクールカウンセラー等

- いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
- 事実確認作業
- 関係生徒への対応
- 関係保護者への対応
- 関係機関との連携
- \* 必要に応じて、警察への協力要請
- 事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

### 5 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

安居中学校 【様式3】

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4 月	職員会議 いじめ問題対策委員会 ・基本方針の確認 ・年間計画の策定・周知 ・教員の意識点検	生活オリエンテーション		
	いじめ対策サポート班 (起きた時即対応)	部活動オリエンテーション		
	職員会議 いじめ問題対策委員会	← 学校生活調査		
5 月	PTA総会 基本方針の公表	生徒総会		
	職員会議 いじめ問題対策委員会	校外学習	校外学習	修学旅行
	職員会議 いじめ問題対策委員会	← 教育相談週間		
6 月	授業研究 (指導主事学校訪問)	← 学校生活調査		
	職員会議 いじめ問題対策委員会	← 学校生活調査		
	職員会議 いじめ問題対策委員会	← 学校生活調査		

